

裁 決 書

審査申立人 八潮市伊勢野 1 5 6 番地
(総代) 金森 正夫
審査申立人 八潮市堀 1 0 5 番地 1
廣田 齊典

上記審査申立人から令和 8 年 1 月 7 日付けで提起された令和 7 年 9 月 7 日執行の八潮市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、埼玉県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する上記審査申立人の異議の申出に対して八潮市選挙管理委員会（以下「市委委員会」という。）が令和 7 年 1 2 月 2 2 日付けでそれぞれ行った棄却の決定は、これを取り消す。

本件選挙における当選人福野未知留（以下「当選人」という。）の当選は、これを無効とする。

用 語

本裁決で使用する用語は、次のとおりとする。

用 語	内 容
申立人ら	審査申立人 (総代) 金森 正夫 廣田 齊典
A 宅	当選人が令和 7 年 1 0 月 2 3 日付けで B 建物への転居届を提出するまで住民登録をしていた八潮市八條地内の住宅
B 建物	当選人が令和 7 年 1 0 月 2 3 日付けで、令和 4 年 1 月 2 6 日に遡って住民登録をしている八潮市内の 4 階建てのビル
C 室	当選人が事実上所有している草加市内のマンションの部屋
D 社	当選人が取締役に就任していた会社（令和 7 年 1 2 月 1 1 日会社法第 4 7 2 条第 1 項の規定により解散）
E 法人	当選人が従業員として従事している法人
F 室	E 法人における東京都内の従たる事務所
本件対象期間	令和 7 年 6 月 7 日から本件選挙の期日である令和 7 年 9 月 7 日まで

事案の概要

本件選挙の当選人における当選の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき、令和7年9月22日、申立人らから市委員会に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）がそれぞれなされた。

市委員会は、同年12月22日、申立人らからそれぞれなされた本件異議申出をそれぞれ棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人らは、原決定を不服として、令和8年1月7日、法第206条第2項の規定に基づき、当委員会に対し、原決定の取消しを求め、本件申立てを行ったものである。

申立人らの主張の要旨

第1 申立人らの主張

1 住民票の届出について

本件異議申出において、当選人がA宅において居住実態がないことを指摘したところ、当選人はA宅には生活の本拠がないことを自ら認めた。その上で、令和7年10月23日付けで、令和4年1月26日に遡る形で約3年9か月前の転居届を、八潮市内にあるB建物を転出先として提出している点は、極めて不自然であり、強い疑義を生じさせる。

住民基本台帳法第22条により、転居した者は転居の日から14日以内に住所変更の届出を行う義務がある。

したがって、同法に基づけば、B建物を住所として公的に認め得るのは、届出日の14日前である令和7年10月9日以降に限られる。

2 B建物の水道及びガス使用量について

当選人が令和4年1月以降、B建物に居住していたのであれば、水道使用量は、令和3年の同時期と比較して令和7年は増加するはずだが、むしろ減少している月がある。令和7年のガス使用量は、令和3年同期比で減少している。

3 当選人が市委員会に提出したガソリンスタンドの利用状況を示すレシートについて

八潮市において勤務又は活動していた事実を一定程度示す資料ではあるものの、現に八潮市内に居住していたことを直接証明するものではない。

当選人が「ガソリンの使用量が多く、給油頻度及び給油量が多くなった」と主張している点については、生活の本拠が八潮市外にあり、八潮市外から八潮市へ通勤

していたことによるものと合理的に推認される。

4 当選人のB建物での行動について

当選人が証人尋問において市委員会に対して行った証言は、市民から寄せられた情報の内容と相違している。

B建物周辺の住民に対する聞き取り調査の結果や寄せられた情報を総合的に勘案すると、当選人がB建物に居住していたとは認めがたい。

5 B建物の住環境について

生活する上で必要となる洗剤、メイク道具、化粧品、衣類等が備え付けられていたかについての言及がなく、市委員会がB建物を「起臥できる状態」と判断した点是不十分である。

6 B建物が議長車の送迎場所であったことについて

送迎場所としてB建物を指定していた事実のみをもって、B建物に居住していたと判断することはできない。

7 当選人の入浴について

当選人の市委員会への証言について、入浴に関する記述が市民から寄せられた情報の内容と異なっており、当選人の証言は虚偽である可能性が高い。

医師によるアトピー性皮膚炎の診断書、もしくは本件期間中の通院歴または薬剤の購入履歴等を提出しない限り、当選人が「幼少の頃からアトピー性皮膚炎を患っており、洗身すると首などの肌が荒れ、出血してしまうので、普段はシャワーを浴びることや入浴はせず、清拭で済ませている。」という事実は認められない。

8 草加市内にあるマンションについて

当選人は、草加市内に所在するマンションのC室を事実上保有している。

C室の表札には「福野」と記載されている。

八潮市民から「当選人はC室で生活している」との証言が複数寄せられている。

当委員会においてC室の全部事項証明書及び当選人の家族（母、妹）の住民票を取得の上、審理を求める。

父はすでに亡くなっており、母は東京都に住む妹と同居し、当選人はB建物で生活しているのならば、草加市のマンションの光熱水費は極めて少量となるはずである。

当委員会において、本件対象期間の光熱費の日別及び時間別データを含めて取得の上、審理を求める。

本件選挙の期間中、当選人が八潮駅前のホテルに連泊していたという目撃情報がある。

当選人が「B建物は生活実態を移す先として非常に便利である」と主張しているにもかかわらず、選挙事務所が設置されているB建物に寝泊まりせず、わざわざホテルに宿泊したことは、合理的な説明を欠き、極めて不自然である。

当委員会において、令和7年8月31日から令和7年9月6日までの宿泊者名簿を取得し、当選人の宿泊の有無を確認した上で、慎重な審理を行うことを求める。

日常的に使用されていた車両（レンタカー）は、C室から徒歩圏内にある草加市内の店舗において借りられていたものである。

- 9 市委員会は、生活の本拠の実体について十分な事実調査及び検証を尽くさないまま、B建物を生活の本拠として原決定を行ったと考えられる。

よって、選挙の公正及び住民の信頼を確保する観点からも、原決定は取り消されるべきであり、本件選挙における当選人の当選の効力について、改めて慎重な審理がなされることを強く求める。

争 点

法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定し、同法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が当該議員の被選挙権を有すると規定しており、本件選挙について、当選人が本件対象期間において、引き続き八潮市内に住所を有していたか否かが争点である。

裁決の理由

当委員会は、本件申立てにつきその要件を審理し、適法なものと認めこれを受理した。

市委員会に対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定に基づき、弁明書の提出を、同法第33条の規定に基づき、物件の提出を求めた。

当選人には、法第216条第2項で準用する行政不服審査法第13条第2項の規定に基づき、利害関係人として本件申立てへの参加を求めるとともに、本件申立てに対する意見書を徴した。

また、申立人らに対しては、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第

30条及び同法第33条の規定に基づき、市委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類等の提出を求めた。そして、申立人らから同法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和8年7月17日に口頭意見陳述の機会を付与した。

さらに、法第212条第1項の規定に基づき関係人2名への出頭及び証言を求めるとともに、同条第1項の規定に基づき当選人に対し、出頭及び証言を求めた。併せてB建物及びC室の現地調査を当委員会の委員が自ら行ったことに加え、F室については、当委員会職員による現地調査を行うなど慎重に審理した。

第2 当委員会の判断

住所について、民法（明治29年法律第89号）第22条は、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、特に、選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである（昭和23年12月18日最高裁判所判決）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成9年8月25日最高裁判所判決）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）。

なお、法第9条第2項における「市町村の区域内に」とは、同一の市町村の区域内という意味である。同一市町村内であれば、何回住所を変えても全て通算される。」

（「逐条解説公職選挙法改訂版（上）（ぎょうせい）黒瀬敏文・笠置隆範編著」91頁）とされている。また、「起居、寝食、家族同居の事実は、いずれの住所の認定に当たって、もっとも重視すべき事項であり、他に特別の事情のない限り、「現に起臥しているところ」に住所を認定すべき」とされている（前掲逐条解説公職選挙法改訂版（上）93頁及び94頁）。

これら判決等の内容を判断基準として、本件対象期間における当選人の生活の本拠について、以下の論点を踏まえて申立人らの主張を判断する。

- （1）市委員会から提出された証拠書類及び当委員会の調査により確認でき、当選人が

認めている事実

ア 当選人は本件選挙において立候補の届出をした際に、候補者届出書の住所欄にはA宅を記載していた（証拠No.92、94）。

イ 当選人は、令和7年10月23日、A宅からB建物に令和4年1月26日に遡って転居していた旨の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条第1項に基づく届出を行い、現在に至るまでB建物を住民票上の住所としている（証拠No.103、104、249）。

当選人は、A宅には生活の本拠がないことを自ら認めている（証拠No.103、104）。

A宅には当選人の生活の本拠がないことについて、申立人らにも異論はない。

ウ 当選人は、ある人物によるストーカー行為に対処するため、令和4年1月頃からしばらくA宅を離れ、家族が所有している八潮市内にある4階建てのB建物で生活することとした（証拠No.103、104）。

エ B建物は、A宅と同様に八潮市役所まで車で10分ほどの場所に位置しており、また、当選人が取締役に就任しているD社が事務所を構えているので、生活の本拠を移す先としては、非常に便利であった。

A宅からB建物に住民票を異動しなかった理由は、A宅を離れる原因となったストーカー行為が解決した後は、A宅での生活に戻ることを検討していたためである。

オ B建物の1階（半地下構造）が当選人の政治活動用（後援会）事務所及び倉庫、2階がD社の運営するパソコン教室及び当選人の政治活動用（後援会）事務所の倉庫、3階及び4階はE法人の事務所となっている。1階（半地下構造）には冷蔵庫及び流し台が設置され、2階のパソコン教室内で当選人が寝泊りするとしており、そのため、毎日当該教室内にエアベッドを隣の倉庫から出して空気を入れて設置し、使用後は空気を抜いて倉庫に片付けているとのことである。4階には洗濯機と風呂場が設置されている。（証拠No.103、104）

カ 当選人は、平成20年度に社団法人八潮青年会議所の第31代理事長に就任し（証拠No.20）、平成21年度以降は八潮市議会議員を務めている（現在4期目）（証拠No.2、3、223）。

キ A宅で生活していた時は、母と同居していたが、B建物では母と同居していな

い。母は現在、東京都内に居住している妹と同居しているが、妹は結婚しており、夫と子供もいるので、当選人が妹と同居し、生活しているという事実はない（証拠No.103、104）。

（２）Ｂ建物における水道、電気、ガスの使用状況等を踏まえた当選人の居住実体について

ア 当選人の主張

Ｂ建物はＤ社及びＥ法人（以下「Ｄ社等」という。）の事務所としても使用されていることから、電気、ガス及び水道の使用量は当選人の生活に係る部分だけではなく、Ｄ社等の事務所の使用量も含まれている。

Ｂ建物に居住を開始した令和４年１月以降のガス及び水道の使用量が増加していない理由であるが、Ｂ建物はＤ社等の事務所としても使用しており、自身の生活に係る光熱水費とＤ社等の事務所として使用した光熱水費を明確に区分することができないため、自身の生活に係る光熱水費がＤ社等の経費となってしまうのは申し訳ないと考え、電気、ガス及び水道は、極力使用しないように心がけていたからである。

入浴については、風呂に頻繁に入ることはなく、普段から、洗髪、洗身を行わない日の方が多い。

また、入浴する際は、近くの知人宅の風呂場を利用させてもらうか、公衆浴場を利用している。

なお、Ｂ建物の４階に風呂場があるものの、４階はＥ法人の事務所としても使用されており、男性従業員が残業していることもあるため、Ｂ建物の４階の風呂場は使用していない。

衣類の洗濯頻度は１週間に１回程度である。Ｄ社等の従業員が出勤しない週末にまとめて行っており、Ｂ建物の４階に設置されている洗濯機で行うが、下着等の洗濯はＢ建物の１階の政治活動用（後援会）事務所の台所で済ませることが多い。食事については、自炊はせず、近くのコンビニエンスストア等で購入した食品で済ませることが多い。

イ 市委員会の主張

Ｂ建物はＤ社等の事務所としても使用していることから、電気、水道及びガスの使用量は当選人の生活に係る部分だけでなく、Ｄ社等の事務所の使用量も含まれている。

また、当選人は水道及びガスの使用量について、「入浴する際は、近くの知人宅の風呂場を利用させてもらうか、公衆浴場を利用している。」、「衣類の洗濯頻度は１週間に１回程度である。」、「自炊はせず、外食やコンビニエンスストアで購入し

た食品で済ませることが多い。」「光熱水費がD社等の経費となってしまうのは申し訳ないと考え、電気、水道、ガスは極力使用しないように心がけていた。」と主張している。

当選人の主張どおりであれば、水道及びガス使用量の増減には、D社等の事務所としての使用量が大きく影響することになるため、本件対象期間の水道及びガス使用量と当選人が居住を開始したとされる令和4年1月以前の同期間と比較して減少する可能性がないわけではない。

また、申立人らは、生活する上で必要となる洗剤、メイク道具、化粧品、衣類等が備え付けられていたかについての言及がなく、市委員会がB建物を「起臥できる状態」と判断した点は不十分であると主張する。しかし、原決定では、生活必需品について詳細な記載はしていないが、「トイレ、流し台、洗濯機等」の生活用品の存在について言及しており、申立人らが主張する「洗剤や衣類等の生活必需品」については、当然に存在していることを前提としている。

また、市委員会が立入調査を行った際には、「トイレ、流し台、洗濯機等」が備え付けられていることはもとより、洗剤や衣類等の生活必需品も存在していたことを現地で確認している。

ガソリンスタンドの選択において、自宅から近いという要素は重要であり、ガソリンスタンドの利用状況は当選人がB建物に居住していたことを直接証明するものではないものの、間接的に証明するものであり、当選人がB建物に居住していたという主張を補完するものである。

ウ 当委員会が認定した事実

B建物の1階部分は半地下構造となっており、当選人の政治活動用（後援会）事務所及び倉庫が配置されている。2階は、当選人が取締役を務めているD社が運営に携わるパソコン教室及び当選人の政治活動用（後援会）事務所の倉庫、3階及び4階は、当選人が事務に従事しているE法人の事務所となっている（証拠No.163、183）。

2階から4階までの各階には、男女別のトイレが設置されている（証拠No.171、183）。

2階のパソコン教室内にエアベッドが置かれ、当選人の衣類がハンガーに掛けられており、日用品が教室の机の上に置かれている（証拠No.166～168、183）。

4階には洗濯機が設置してある（証拠No.169、183）。

4階に風呂場があるものの、荷物置場となっており、使用できる状態ではない（証拠No.170、183）。

4階の事務所内に和室があり、当選人の亡父の遺影や遺骨等が置かれている（証

拠No.174、183)。

1階(半地下構造)は、前述のとおり当選人の政治活動用(後援会)事務所となっており、手洗い場所も設置されているほか、衣類や他の荷物も収納している(証拠No.164、165、172、173、183)。

当選人が使用しているレンタカーの駐車場は、近くのコンビニエンスストアの裏側にある(証拠No.175、176、183、216)。

当選人から、令和8年3月3日付けでアトピー性皮膚炎を患っていることを示す診断書が提出されている(証拠No.149)。

なお、当該診断書には、当選人の住所欄にA宅が記載されている。

エ 当委員会の判断

生活の本拠といえる場所で居住するためには、当該場所で日常生活を営むに足る最低限の行為を行うことが可能でなければならず、この最低限の行為には、睡眠、食事、洗濯、排せつ、入浴といったものが含まれると考える。

そして、これらの行為を行うためには、当該場所において電気又はガス、水道等を使用することが前提となるが、B建物では、当選人が電気、ガス及び水道等を使用することは可能な状況にある。

しかし、当選人が市委員会に提出した本件対象期間におけるB建物の電気、ガス及び水道の使用量には、当選人の生活に係る部分だけでなく、D社等の事務所の使用量も含まれており、当選人のみの使用実績を算定することが困難である。

そのため、B建物の電気、ガス及び水道の使用量をもって当選人がB建物に居住していたことを客観的に認定することはできない。

当委員会は、当選人立ち会いのもと、ベッド、暖房器具、流し台、電子レンジ、洗濯機、トイレなど生活に必要な設備が具備されている状況を確認しており、B建物において、当選人が一応起臥できる状態にあったものと思料できる。

しかしながら、4年以上の長期にわたりB建物のパソコン教室内で寝泊りしていたことについて、当選人はE法人の代表者及び従業員並びにD社の従業員の誰にも知らせず秘していたことや誰にも気付かれていないこと、夏期や冬期にもパソコン教室内ではエアコンや暖房器具は使用していないことなどを供述しており、社会通念に照らすと、その供述内容には不自然さが拭えない。

また、当委員会による現地調査の際、2階のパソコン教室内のエアベッドを確認したところ、手垢などの汚れがなく、4年以上使用していたとは思えないほどきれいな状態であった。さらに、当該エアベッドの購入時期も不明である。

そもそも、4階の事務所内には和室があって当選人の亡父の遺影や遺骨等が置かれているほか、2階のパソコン教室の隣は当選人の政治活動用(後援会)事務所の倉庫となっている。

B建物の所有者は当選人の母である旨を当選人は証言していることから、当選人は母の承諾を得てそれらの部屋を使用しようと思えば使用できたはずである。そのため、わざわざ毎日エアベッドを隣の倉庫から出して空気を入れて設置し、パソコン教室内で睡眠を取らなければならない必要性は乏しいと考えられる。

加えて、当選人が、幼少の頃からアトピー性皮膚炎を患っていたことを踏まえると、普段から人の出入りの多いB建物で寝泊りすることや洗濯の回数が週に1回程度であること、入浴の回数が月に数えるほどしかないことなど、衛生環境の面からも、当選人がB建物のパソコン教室内で寝泊りすることは、合理的とは認め難い。

さらに、本件選挙において、当選人が届け出た候補者届出書の住所欄にはA宅が記載されていたこと、当選人から令和8年3月3日付けで提出された診断書において、当選人の住所欄にはA宅が記載されていることなどを併せて考慮すると、本件対象期間に当選人がB建物に住所を有していたことを客観的に認定することは困難である。

(3) 当委員会から追加提出を依頼し、当選人から提出のあった証拠書類又は証拠物の評価について

令和8年4月26日に当委員会において実施した現地調査を踏まえ、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第32条の規定に基づき、証拠書類又は証拠物について、当選人に追加の提出を依頼した。

ア 当選人から提出のあった証拠書類又は証拠物の評価等

(ア) 一連のストーカー被害に係る警察への相談記録

当選人がストーカー被害に遭っていた内容の相談に係る申出が令和8年5月22日付けで草加警察署に新規に受理された（証拠No.200、201、202）が、当該申出は当委員会が同年4月29日にB建物の現地調査を行った際に、当委員会の委員が警察に相談するよう促したものである（証拠No.200）。

(イ) 八潮駅前のホテルの宿泊記録（宿泊者名簿）

（令和7年7月から同年9月までの時期のもので、当選人が記載した「宿泊者名簿」）

当選人が令和7年8月30日から同年9月7日まで八潮駅前のホテルに宿泊（9泊）していた記録が提出された（証拠No.200、203～206）。

なお、住所欄には全てA宅の住所が記載されている。

(ウ) 八潮市議会の議長車に係る全ての運行記録（令和7年7月から同年9月までの時期のもの）

当選人が八潮市議会の議長であった令和7年7月から同年9月までの議長車に係る全ての運行記録の提出を求めたところ、同年5月から7月までの運行記録4件分が提出された。4件のうち2件に、往路は市役所から「議長宅」を経由して目的地に到着し、復路は「議長宅」を経由して市役所に戻った旨が記録されている（証拠No.200、207～212）。

また、「議長宅」はB建物を示す旨の文書が、議長車の運行を受託している会社を通じて、令和8年6月22日付けで当選人から提出された（証拠No.220～224）が、議長車の運行を委託している八潮市議会事務局も「議長宅」はB建物を示すという認識で一致している（証拠No.103、104）。

なお、同運行記録によると、同年8月及び9月は、議長車を使用していないため、運行記録は不存在であった。

（エ）夜間にレンタカーを駐車していた場所を示す地図及び当該駐車場の賃貸借契約書の写し（令和7年7月から同年9月までの時期のもの）

当選人がレンタカーを駐車していた場所を示す地図及び当該駐車場の賃貸借契約書（令和2年4月1日契約締結）の写しが提出された。当該駐車場は、当選人がレンタカーを駐車していると主張する場所と一致しており、当該駐車場の賃借人は、当選人自身である（証拠No.200、213～216）。

（オ）令和6年12月に購入した暖房器具（2階パソコン教室のエアベットの脇にあったもの）の購入先、購入方法、購入者及び支払状況の分かる記録

当該暖房器具について、令和6年12月6日にE法人が注文し、同社宛てに配送されたことを示す適格請求書の写しが提出された（証拠No.200、217）。

（カ）C室に係る電気、ガス及び水道使用量について、使用量が「0」であったことを証する書面等（令和7年7月から同年9月までの時期のもの）

ガス会社を通じて、令和元年12月10日に閉栓していることを示す証明書が提出された（証拠No.200、218、219）。

電気及び水道に関するものは、本件異議申出の際に当選人が市委員会に提出済みである（証拠No.162、184、200）。

イ 当委員会の判断

当選人は令和7年10月23日付けで、令和4年1月26日に遡る形で約3年9か月前の転居届を、B建物を転居先として提出しているところ、住民基本台帳法第23条の規定により、当選人は転居の日から14日以内に住所変更の届出を行う義務があった。

また、上記ア（ア）から、当選人がストーカー被害に遭っていたことを考慮しても、公職の候補者として、本来なら立候補の届出をする際に現に居住している住所（当選人の主張によれば、B建物）を記載すべきところ、候補者届出書にはA宅を記載していることに加え、本件選挙後に本件異議の申出があったのちに、当選人が約3年9か月前に遡って転居届を提出し、八潮市がそれを受理したことも異例であり、不自然と言わざるを得ない。

そもそも、住所変更の届出が本件選挙後であることから、住所変更の届出をもって本件対象期間に当選人がB建物に住所を有していたことを証するものとすることはできない。

次に、上記ア（イ）から、当選人が本件対象期間中、八潮駅前のホテルに宿泊していたのは9日間のみであるが、住所欄には全てA宅の住所が記載されていることを踏まえると、当選人の主観としての住所はA宅にあったものと認められ、B建物にはなかったものと認められる。

また、上記ア（ウ）及び（エ）から、当選人がB建物の近隣に駐車場を借りていること、議長車の運転管理日報に記載のある「議長宅」が「B建物」を示していること、B建物に近い場所のガソリンスタンドを主に利用していたことは認められる。

しかし、当選人はB建物に入居しているE法人の従業員でもあることから、日中はB建物に滞在していたとしても不自然ではない。そのため、当選人がB建物の近隣に駐車場を借りていることなどをもって、当選人がB建物のパソコン教室内で寝泊りをしていたことまで証明できるものではない。

上記ア（オ）から、当選人が当該暖房器具を使用することが可能であったことは認められる。

しかし、当選人は当委員会による証人尋問において、B建物のパソコン教室内で寝泊りするに当たり、暖房器具は使用していないと証言している。さらに、当選人は夏期にもエアコンは使用していないと証言しており、夏期や冬期、特に猛暑の時期や厳冬期に全くエアコンや暖房器具を使わずにパソコン教室内に寝泊りしているという主張には、不自然さが拭えない。

上記ア（カ）から、本件対象期間中C室に係る電気、ガス及び水道について、それらの使用量が「0」であったことが認定できる。

（４）C室における居住の実体並びに電気、ガス及び水道の使用状況について

ア 当選人の主張

当選人は、小学生の頃から建替え前のA宅が建つ地に住んでいたが、昭和59年頃、当選人が東京都内の私立中学校に入学した時に、通学の便のために、福野家は草加駅近くのマンションのC室に引っ越した。

昭和63年頃、A宅を建て替えたため、福野家は再びA宅で暮らすこととなり、これ以降、草加マンションには何者も居住していなかったと認識している。

なお、上記主張を裏付けるため、本件対象期間におけるC室の電気、ガス及び水道の使用状況等に関する資料を追加提出することとする。

イ 市委員会の主張

本件異議申出時において、C室に関する情報について申立人らは何ら主張しておらず、市委員会として把握しているものはない。

ウ 当委員会が認定した事実

C室のあるマンションは草加駅の近くに立地しており、当該マンションのエントランスの郵便受け及びC室入口の表札には、「福野」と記載されている（証拠No.177、179）。

C室の間取りは4LDKで、93.66㎡の広さがある（証拠No.4、180～183）。

C室の所有権登記名義人は当選人の亡父のままであり、相続登記はなされていない（証拠No.4）。

C室は、電気、ガス、水道のいずれも使用できない状況であり、（証拠No.183）また、当委員会が職権でも照会したところ、本件対象期間において、C室での電気及び水道の使用実績はなかった旨の回答を得ている（証拠No.247、248）。

各部屋はもちろん、台所、浴室、トイレにまで衣類や家財道具等が雑然と積み上げられており、各部屋への移動も困難な状況である（証拠No.180～183）。

エ 当委員会の判断

本件対象期間におけるC室の電気、ガス及び水道の使用・契約状況及びC室内の状況を踏まえると、当選人が荷物の出し入れのために立ち寄ることがしばしばあったとしても、当選人がC室に居住していたと認定することはできない。

（5）口頭意見陳述の結果を踏まえたB建物における居住実体について

申立人らから法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったため、令和8年7月17日に口頭意見陳述の機会を付与したところ、その概要は次のとおりである。

ア 申立人らの主張

・以前から八潮市職員に当選人はA宅に住んでいないと聞かされていたので、本件選挙後にA宅を訪ねてみたら住んでいる気配がなかった。そのため、近隣の家を訪ね、住んでいるかを聞いて回った結果、住んでいないということであった。

また、夜も度々電気が点灯されているかを確認したが、A宅は暗闇であった。

- ・ A宅には住んでいないことの確信を得たので、当選人が議長時の公用車の運行記録簿を情報公開請求し、日報の運行距離と当選人の自宅との距離の関係を調べたが、日報の走行距離とグーグルマップやヤフーマップの走行距離と一致しなかった。その後、当選人が提出した意見書が届き、当選人はB建物へ転居したと書かれていた。この新住所を手がかりに、B建物からの走行距離を調べたが、一致しなかった。そこで、かねてから当選人が草加に住んでいるとのうわさを基に、C室のある草加のマンションを特定し、この住所を基に走行距離を調べたところ、ほぼぴったりと一致したので、うわさが確信に変わった。

- ・ 当選人はストーカー被害に遭っているにもかかわらず、なぜ速やかに警察に通報しなかったのか。ストーカーはどこにいても追いかけてくると思うので、ストーカーは議会に傍聴に行くものと思うが、意見書内には記述が全く見られない。議員活動の疲労から、当選人は自動車内で寝入ってしまうことがあるとのことだが、ストーカー被害を受けている立場からすると、あつてはならない油断である。被害がなくなったのであれば、立候補の届出書に当選人が記載した住所であるA宅に戻るべきである。

- ・ 当選人はアトピー性皮膚炎を患っているとのことだが、アトピー性皮膚炎は基本的に皮膚を清潔に保つのが必須条件であり、小まめに着替えたり、風呂やシャワーで体をきれいにしたりすることが必要である。当選人は頻繁に風呂には入らず、洗濯も週に1回位しかしないとしているが、このことはアトピー性皮膚炎への対処や予防法とかけ離れていると考えざるを得ない。

- ・ 風呂の使用水量は200リットル前後で、洗濯の使用水量は50リットル位であるとされるが、毎日風呂に入った場合の1か月の使用水量は、6,000リットル、すなわち6立方メートルである。洗濯の1か月の使用水量は1,500リットルであるから、1.5立方メートルである。つまり、アトピー性皮膚炎とうまくつき合うには、1か月の使用水量は7立方メートル程度となるはずである。それにもかかわらず、B建物の使用水量は増えていない。

- ・ 1週間分の洗濯物はB建物の室内で干すことになるだろうが、1人分でも1週間分となれば相当な量になると思う。1階、2階のどこに干しているのか分らないが、干し切れないと思う。土日に雨が降った場合は乾かないであろうから、干したままの状態を10人から20人もいるB建物内のD社等の従業員が見ているとしたら、どんな気持ちで見ているのか。

- ・ 当選人がB建物で生活しているのであれば、当選人の出すごみは家庭ごみであるから、当然、ごみ集積所に出すのが当たり前である。ごみ集積所の近隣の人達に聞いたところ、当選人が集積所にごみを出すのを見たことがないということであった。ごみを出す日は週2回、しかも決められた時間内に出す必要がある。3

年半もB建物に住んでいて、近隣の誰にも会わないというのが不思議である。議員でもあるし、市内では有名人だから知らない人はいないと思う。見かけたことがないということは、そこで生活していない、すなわち、住んでいないと連想できる。

イ 当委員会の判断

当選人が、ある人物によるストーカー行為に対処するため、令和4年1月頃からB建物で生活することとしたことなどの事情を考慮したとしても、前記(2)エにおける当委員会の判断のとおり、当選人がB建物のパソコン教室内で寝泊りすることは、合理的であるとは認め難い。

したがって、当選人がC室に住んでいるとの主張を除き、申立人らの主張には一定の理由があると認められる。

(6) 証人尋問の結果を踏まえたB建物における居住実体について

令和8年7月17日、法第212条第1項に基づき関係人2名に対し、出頭及び証言を求めるとともに、令和8年7月29日、当選人に対しても同条第1項の規定に基づき、出頭及び証言を求めたところ、その概要は次のとおりである。

なお、当選人には、当選人の家族やE法人の代表者等の出頭が可能かどうか事前に確認したが、証人尋問に応じられるのは、当選人のみとのことであった。

ア 関係人の証言内容

(ア) 八潮市内在住の証人による証言内容

- ・令和7年9月27日から令和8年2月24日までの151日間、1日4回、早朝の午前5時30分から6時まで、午後12時30分から13時まで、午後7時から8時まで及び午後9時から10時までB建物を監視し、その様子を調査記録として1,400枚の写真に収めた。調査記録写真の1,400枚は、後ほど郵送で提出する。

- ・B建物1階（半地下構造）は政治活動用（後援会）事務所であるが、151日間、1回も点灯していない。

- ・B建物の入口である2階は、毎朝午前5時20分から6時までの間にE法人の代表社員が解錠していた。この間、当選人が開錠し、B建物に入った姿は全く見られなかった。

- ・B建物2階のパソコン教室は、151日間で2週間に1回程度しか点灯がなかった。

- ・B建物3階及び4階のE法人の事務所は、毎朝午前5時30分から6時までの間にE法人の代表社員が点灯していた。

- ・B建物に関し、周辺に3か所の駐車場が備えられているが、当選人が駐車した

のはそのうち1か所のみで、しかも151日間で次の3回だけしか確認できなかった。

令和7年11月12日（水）午前6時20分

同年12月27日（土）午前9時30分

同年12月28日（日）午前9時30分

- ・当選人が周辺3か所の駐車場で雑木を切除している姿や形跡は、151日間全くなかった。

- ・令和8年3月11日の午前11時頃、私が親しくしている市委員会のある委員の自宅を訪問した時に、本件申立ての取下げを申立人らに伝えてもらいたい旨依頼された。その際に、持って帰ってほしいと言われ、おそらく中身はビールだと思うが、手渡された品物がある。未だに開封はしていないため、開封していない状態での写真をコピーして持ってきたので、お見せする（証人尋問中に、そのコピーが当委員会の委員に回覧された。）。

（イ）東京都内在住の証人による証言内容

- ・本件選挙期間中の初日から最終日まで私が宿泊していた八潮駅前のホテルに当選人が宿泊していたのを見かけた。

- ・おそらく出陣式の日の日中、出陣式開催前の時間に自家用車でB建物の前を通りがかったため、選挙に強いと言われた当選人の陣営にはどのような人（他自治体議員などの応援者など）が来られるのかなど興味本位で立ち寄り、ちらほら集まりかけていた人たちに紛れて、B建物わきの歩道や敷地内にて、応援者やスタッフらしき人たちから、話の流れの中で、「ここは、当選人の会社であること、当選人は八潮市八條に住んでいてそこから通っていること、父が県議会議員だった頃から世話になっている人や会社が多く、当選人を支えていること」などを聞いた。

- ・私自身写真の仕事をしている関係で、当選人が出身校であると公表している中学・高校の卒業アルバムを制作している会社に出入りをしている。当該中学・高校というのは、大学もそうであるが、基本的にお嬢様学校であり、父兄は割と裕福な方が多いので、学校の近くにマンションを買ったりとか、不動産を所有したりとかして、そこに娘を住ませたり、若夫婦だけが引っ越してきたりという、そういう現状が実際にある。そのような中で、当選人は八潮市八條からは通わないと思い、インターネットで調べてみたら、当選人の亡父の会計事務所が東京の神田駅から近いエリア、すなわち当該中学・高校から非常に近いエリアにあった。そこに当該会計事務所の東京支店とか、そのような名前で営業していたようだが、父が亡くなられた時には閉鎖をしていたようである。以前はそこから当選人を学校まで通わせていたのではないか。そうだとすると、そこで不動産を所有してい

る状況であれば、そこに住まわせていた可能性もあるし、現在、当選人は妹の所ではなく、むしろ東京都の神田に住んでいるのではないかと思う。

イ 当選人の証言内容

- ・私自身は1人で八潮市に住んでいるが、私には母と妹がいて、2人は東京都内で一緒に住んでいる。令和4年1月頃、ストーカー被害を受け、母を一人で昼間はA宅に置いておくことはできないという話になり、妹と一緒に住んでもらっている。妹は結婚しており、夫と子供と一緒にいるので、月に1、2回妹の所に行ったとしても部屋の中には入らず、外で母を待っている。母は八潮市で公職を務めているが、足の状態が良くないので、来賓で八潮市内に出かけるときに私が自動車で送迎をしている。

- ・現在、私が居住しているB建物に係る土地と建物の所有権登記名義人は亡父のままであり、B建物に入居しているE法人は、現在、賃借料を私の母の銀行口座に振込みにより支払っている。また、パソコン教室はD会社が運営しているが、現在、賃借料は誰にも支払っていない。私がB建物に居住していることに係る賃貸借契約も、誰とも締結していない。福野家が貸しているB建物で、私が寝泊まりしているというイメージである。

- ・朝は3時か4時に目が覚めてしまう。月に1、2回はA宅に郵便物を取りに行くが、その際はB建物の入口の機械警備をセットしてから出かけていく。短時間の時は機械警備をセットしないまま、鍵だけをかけて出かけることもある。機械警備がセットされている際にB建物に入るには、専用のカードをかざして機械警備を解除する必要がある。

- ・B建物の全室のうち2階のパソコン教室が、私自身が居ても一番E法人の業務に支障がなく、問題がない場所である。4階の和室には、月末にE法人の関係書類のファイルを並べて置くため、居場所としては支障が生じる。

- ・エアベッドは、4年前に通販で買って以来、使い続けている。敷布団と掛け布団、エアベッドの下に敷いているシートも4年前から使っている。夏は充電式の扇風機を使い、冬は厚手の物を着込んだり、使い捨てカイロと膝掛などを使ったりしていた。

- ・自炊はせず、食事として、主にコンビニエンスストア等で現金購入した食品や八潮市役所内の売店で購入したパンやラスク等で済ませている。イベントに招かれた時は、そこで売られている焼きそばなどを買って食べている。4階には電子レンジと湯沸かし器があるが、使用することはない。半地下構造の1階には冷蔵庫があり、そこに飲物を置いている。

- ・洗濯機は、先日見ていただいたとおり4階にある。衣類はパソコン教室の隣の部屋（政治活動用（後援会）事務所の倉庫）のハンガーラックに掛け、下着等は

パソコン教室内の段ボールに入れている。

- ・B建物に設置している防犯カメラは、いわゆるダミーである。
- ・本件選挙の期間中、八潮駅前のホテルに一人で宿泊していたが、理由としては、選挙時にB建物への人の出入りが激しくなること、さすがに風呂に入る必要があること、朝晩の八潮駅前の場所取りに都合がいいことなどである。本件選挙よりも前に、同じホテルや他のホテルに宿泊していたことはない。
- ・C室のあるマンションの駐車場に駐車してある私が乗っていた自動車であるが、ストーカーによる被害かどうか不明ではあるものの、続けてパンクが起きたり、明らかに人が触った形跡があったりしたため、駐車したままにしている。また、A宅に置いてある自動車ではナンバーを確実に覚えられていると思い、気持ちが悪いので使用せず、4年位前からだと思うが、移動にはレンタカーを使用している。
- ・福野家（母）が所有している不動産は、A宅、B建物、C室、F室のみである。それらの固定資産税は、母が支払っている。それらの不動産は私の資産ではなく、処分をするという考えもない。
- ・私に対しストーカーをしている方は高齢なので、私は直ぐにA宅に戻れると思っていたし、できることなら直ぐにでも帰りたいと思っている。B建物で寝泊りすることに関し、不便ということはなく、私にとっては、事業の面でも政治活動の面でも非常に便利な場所である。もともと八潮市内で他の物件を探して住むという考えはなかった。（他の物件を借りたとしても市民に）私が居ると分かっってしまうし、選挙の際に、地盤が変わるのも支障になると考えてしまう。B建物には人がいつも居るので、それだけでも安心というか、大丈夫というのを理解いただきたい。
- ・B建物に住んでいることは、特にE法人の従業員には迷惑や心配をかけたくなかったので、秘していた。
- ・本件対象期間のスケジュールは、議会事務局が作成した横長の日程表に、必要に応じて書き込んで管理していた。
- ・市委員会に提出したコンビニエンスストアにおけるクレジットカードでの支払記録は、弁護士と精査した上で必要なものを提出したと思う。
- ・議長として催し物に呼ばれる際に、いわゆる1人会派とか少数会派だったので、議長車廃止を訴えてきた手前もあり、議長車をなるべく使わず、八潮市内は自家用車（レンタカー）で移動していた。

当選人によるこれらの証言を踏まえ、証人尋問終了時に当委員会から当選人に対し、上記証言を裏付ける証拠として本件対象期間に係る、次の①～⑤の資料の追加提出を求めた。

なお、①～③の資料については、令和8年4月26日の当委員会による現地調

査の際にも、当委員会委員自ら当選人に直接依頼したところである。

- ① B建物の機械警備の施錠・解錠の記録一式
- ② B建物の機械警備に係る警備会社との契約書等の写し
- ③ クレジットカード・銀行A T Mの利用記録について、当選人の利用場所がわかるもの及び当選人の銀行口座から毎月末に定期的に引き落とされている金額に係る項目の詳細が明らかになるもの
- ④ 福野家が所有する不動産全部について、その固定資産税の明細がわかるものの一式
- ⑤ 当選人がスケジュールを管理するために用いた資料等

特に、上記①及び②の資料は、B建物の機械警備の対象となるフロア・区画を明らかにするとともに、当選人が早朝の午前3時から4時頃に起きてB建物からA宅に郵便物を取りに行き、またB建物に戻るという主張等を裏付けるものであって、当選人には有利な証拠となるはずのものである。

加えて、上記③の資料は、当選人が八潮市内の店舗やA T Mをどの程度利用していたかを確認し、利用場所の全体から八潮市内の利用場所の割合等を明らかにするとともに、当選人の銀行口座から毎月末に定期的に引き落とされている金額に係る項目の詳細について、その内容がB建物に関するものであるかどうか等を明らかにするものであって、当選人の主張を裏付ける証拠となり得るものである。

ウ 当委員会の判断等

本件申立てについては、当選人が本件対象期間において、引き続き八潮市内に住所を有していたか否かが争点となっている。八潮市内在住の証人は、本件選挙の終了後に調査を行っていることから、その証言及び当委員会に郵送された調査記録の1, 400枚の写真は、本件対象期間の、当選人のB建物における居住実体を判断する上で、直接の証拠とはなり得ないものである。

しかし、当選人は令和4年1月以降、現在に至るまでB建物のパソコン教室内で寝泊りしている旨を主張している以上、八潮市内在住の証人による証言内容は重いといわざるを得ない。

次に、東京都内在住の証人による証言であるが、当選人がB建物に居住していることを誰にも告げず、秘していたとの当選人の供述を考慮するとしても、応援者や選挙スタッフが「当選人は八潮市八條に住んでいてそこから通っている」旨を話していたことは、当選人のB建物における居住実体を判断する上で、参考となるものである。

なお、令和8年7月17日に実施した証人尋問において、東京都内在住の証人による、東京都内にE法人の事務所があった旨の証言を受け、同月21日に当委員会職員が事実確認を行ったところ、その結果は次のとおりであった。

E 法人の登記事項証明書を取得したところ、E 法人の従たる事務所が東京都千代田区神田地内マンションのF 室内に登記されていた。

当該マンションを訪問し、1 階の郵便受けとF 室の入口に「E 法人」の表示があった。

F 室の室内には事務机が4、5 台配置されており、事務所としての体裁と機能を有していた。キッチンが狭く、トイレと浴室は一体となっており、浴槽内には書類が保管されており、入浴できる状態ではなかった。

訪問当時2 名の従業員が在所しており、うち女性従業員1 名から、次のとおり聴取した。

- ・昭和54 年頃に当選人の亡父がこの地で独立開業した。
- ・その後、埼玉県内の顧客対応のため、八潮市内に事務所を設置したが、ここでも引き続き営業を行っている。
- ・現在はE 法人の東京事務所の位置付けとして、周辺の顧客に向け事業を行っている。
- ・当選人は子供の頃から知っており、今でもここを訪れることはあるが、ここは事務所であり、当選人がここで生活をしていることはない。

よって、当選人がF 室に居住しているのではないかとの東京都内在住の証人による証言は、採用することができない。

次に、当選人が、ある人物によるストーカー行為に対処するため、令和4 年1 月頃からA 宅で生活をするできなくなった事情を考慮しても、前記（2）エ及び（4）イにおける当委員会の判断のとおり、当選人がB 建物のパソコン教室内で寝泊りすることは、合理的な主張であるとは認め難く、不自然な点も多くあることから、当選人の証言は信用できず、採用することができない。

さらに、証人尋問の際に当委員会から当選人に依頼した、前記（5）イの①～⑤の資料について、提出すれば当選人のこれまでの主張や証言を裏付ける有力な証拠となるはずであるにもかかわらず、提出期限とした令和8 年9 月14 日（9 月18 日に当選人の代理人弁護士に対し、当委員会職員から再度提出を催促したものの、提出期限に関し明確な回答は得られなかった。）を過ぎても当選人から当委員会宛てに提出されることはなかった。そのような状況を踏まえると、当選人の生活の本拠がB 建物にあると認めるに足る客観的な証拠は存在しなかったといわざるを得ない。

そのため、八潮市内在住の証人による証言のとおり、当選人の生活の本拠はB 建物にはなかったと認定するのが相当である。

第3 結論

以上のとおり、市委員会、申立人ら及び当選人から提出された証拠書類又は証拠物、

B建物及びC室における当委員会による現地調査並びに口頭意見陳述、当選人及び関係人の証人尋問による証言などを総合的に判断した結果、当選人の生活の本拠は、B建物及びC室にはなかったものと認められる。

そのため、B建物に当選人の生活の本拠はなかったとの申立人らの主張は、理由があるといわざるを得ない。

したがって、少なくとも本件対象期間中、当選人が住所を有していたと主張するB建物には当選人の生活の本拠があったと認定できず、その他当選人が八潮市内に住所を有していたと認められる事情もないことから、当選人は、本件選挙における被選挙権を有していなかったものと判断する。

よって、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和8年10月23日

埼玉県選挙管理委員会

委員長	長	峰	宏	芳
委員	尾	前	健	三
委員	菅		克	己
委員	西	山	淳	次